

<日専連 ETC カード規定>

第 1 条 (定義)

本規定における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- 「会員」とは、株式会社日専連ニックコーポレーション(以下「当社」という。)所定の会員規約(個人用、法人用をいい、以下総称して「会員規約」という。)に定める会員のうち、本規定および道路事業者(本条第 3 項に定義するものをいう。)が別途定める ETC システム利用規程を承諾のうえ、本規定に定める ETC カード(本条第 2 項に定義するものをいう。)の利用を当社所定の方法により申し込み、当社がこれを認めた方をいいます。
- 「ETC カード」(以下「本カード」という。)とは、道路事業者が運営する ETC システム(本条第 4 項に定義するものをいう。)において利用される通行料金支払いのための機能を付した専用カードをいいます。
- 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村などの道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、当社が業務提携する料金決済契約者と ETC 決済契約を締結した事業者をいいます。
- 「ETC システム」とは、道路事業者所定の料金所において会員が本カードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- 「車載器」とは、会員が ETC システム利用のために車輻に設置する通信を行うための装置をいいます。
- 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の ETC 車線に設置され、会員の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
- 「本契約」とは、本規定を内容とする当社と会員との間の契約をいいます。

第 2 条 (本カードの発行、貸与)

- 当社は、第 1 条第 1 項により、当社が認めた会員に、会員規約に基づき発行し貸与している日専連カードとは別に、本カードを発行し、当社が貸与します。なお、本カードは日専連カード 1 枚(コーポレートカードを含む)につき 1 枚のみを発行します。
- 本カードの所有権は当社にあり、会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードは本人のみが使用できるものとし、本カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供を一切してはなりません。

第 3 条 (本カードの機能、利用方法)

- 会員は、道路事業者所定の料金所において、本カードを挿入した車載器を介し、路側システムと無線により必要情報を授受することにより、有料道路の通行料金の支払いを行うことができるものとします。
- 会員は、道路事業者所定の料金所において、本カードを提示して有料道路の通行料金を支払うことができるものとします。
- 会員が本カードを利用する場合、会員規約および本規定が適用されます。また、ETC システムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETC システム利用規程に定めるところによるものとします。
- 会員は、道路事業者が別途定める ETC マイレージサービス利用規約(以下「マイレージ規約」という。)に基づき、本カードをマイレージ規約に定める登録カードとしてユーザー登録手続きを行うことにより、マイレージ規約で定める ETC マイレージサービスを利用することができます。

第 4 条 (本カードの有効期限)

- 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし、本カード上に表示した年月の末日までとします。
- 当社は本カードの有効期限までに日専連カードの退会または本契約の解約の申し出のない会員で、かつ、当社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たな本カードを貸与します。

第 5 条 (再発行)

- 本カードの紛失、盗難、破損および汚損による使用不可の場合、会員が希望し、当社が審査のうえ認めた場合は、本カードを再発行します。なお、この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。ただし、利用者の責によらず、本カード自体に ETC システムの利用ができない明らかな原因があると認められた場合は、この限りではありません。
- 前項に定めるほか、会員の会員番号が変更となった場合には、ETC マイレージサービス、有料道路障害者割引制度その他道路事業者が実施する登録型割引制度を利用する会員は、自らの責任で、道路事業者所定の会員番号変更手続きを行うものとし、当該手続きが完了するまでの間、本カード利用はそれらの制度における割引の対象とならないものとします。当社は、会員が自ら当該手続きを行わな

いために、本カードの利用が割引対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第 6 条 (年会費)

本カードの発行には入会金・年会費はかかりません。ただし、あわせてお持ちいただく日専連カードには、カード種別により所定の年会費がかかります。

第 7 条 (利用代金の支払い)

- 会員の利用代金の支払いは一括払いのみとします。
- 会員は、本カードを利用して、ETC システム利用規程に基づいて ETC システムに記録された料金または第 3 条第 2 項で支払いを申し出た料金を、日専連カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。
- 前項の料金は道路事業者の請求データに基づくものとし、会員は当社に対して当該請求データの金額を支払うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決するものとします。
- 本条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。会員は、その場合、当社が道路事業者に対して料金の徴収に必要な情報を提供することがあることについて予め承諾するものとします。

第 8 条 (解約)

- 会員は、当社所定の方法により本契約を解約することができます。
- 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができるものとします。
 - 会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合。
 - 会員が本規定および会員規約に違反したり、本カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - 当社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。
- 会員は、本条第 1 項および第 2 項の場合、本カードを直ちに返還するものとします。会員が本カードを当社に返還せず、かつ本カードを切断し破棄しなかった状態において、他人が本カードを不正に使用した場合には、会員に重大な過失があったものと推定し、会員規約(「カードの紛失・盗難による責任の区分」)を準用し、本カードの利用代金は会員の負担とします。ただし、本カードの管理につき、会員に故意または重大な過失が存在しない場合には、この限りではありません。

第 9 条 (紛失・盗難等)

- 本カードの紛失・盗難等により、他人に本カードを使用された場合、会員規約「カードの紛失・盗難による責任の区分」に関する条項が適用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなし補償の対象外となります。
- 前項の規定にかかわらず、会員は、本カードの紛失・盗難等が発生した場合においては、自己の責任で道路事業者に対し ETC マイレージサービスの利用停止の申し出を行うものとします。なお、ETC マイレージサービスは、道路事業者が、マイレージ規約に基づいて会員に対して提供するサービスです。したがって、当該サービスに係る権利関係は、会員と道路事業者との間で解決するものであり、第三者の不正利用による ETC マイレージサービス利用などについて、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 10 条 (道路事業者への情報提供)

会員は、当社が妥当と判断した場合に、道路事業者に対し必要な範囲で会員の情報を提供することを予め承諾するものとします。

第 11 条 (免責)

当社は、本カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETC システムおよび車載器に関する紛議の解決および損害賠償の責任を一切負わないものとします。また、会員からの申し出による利用停止、および当社の判断による利用停止による場合も同様とします。

第 12 条 (規定の改定)

本規定の改定は、カード会員規約の「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。

第 13 条 (その他の事項)

本規定に定めのない事項についてはすべて会員規約によるものとします。

お問い合わせ先

株式会社日専連ニックコーポレーション
<https://www.nissenren-nicc.co.jp/>
〒090-8729
北見市北 2 条西 1 丁目 16 番地の 1
TEL.0157-24-2000 (代)
【202104-CKK-OP008-2000】